

独立行政法人 福祉医療機構

社会福祉振興助成事業

**地域生活定着支援センターの
機能充実に向けた調査研究事業
報告書
(2011年3月)**

社団法人 日本社会福祉士会

リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

はじめに

社会福祉士についての法改正(平成 19 年 12 月)より、社会福祉士の職域が、従来の福祉分野に留まらず、司法、労働、保健医療へと拡大されました。また、平成 21 年度に「地域生活定着支援事業」が創設され、「地域生活定着支援センター」が各都道府県に設置されつつあります。

地域生活定着支援センターは、司法と福祉の接点をつなぎ、今まで福祉的な支援が適切にされてこなかった高齢や障害をもつ矯正施設退所者を保護観察所と協働して支援する機関として位置づけられています。その意味において、地域生活定着支援センターが、福祉の支援が必要な矯正施設退所者の地域での生活支援の中核となって、司法関係機関や行政、地域住民との連携など、どのように機能しているか実態とその効果を検証し、有効に機能するための条件を明らかにすることは、今後、福祉の支援が必要な矯正施設退所者の再犯防止と自立生活への支援を推進するにおいて重要です。

本事業では、司法と福祉の接点として機能すべき地域生活定着支援センターでの実践を通じて、司法分野および福祉分野の施設・機関の他機関との連携調整を担っている社会福祉士による地域連携に関する課題検討に取り組みました。

地域連携に関する課題検討を通じ、地域生活定着支援センターが司法と福祉の接点として機能するためには、福祉、医療の現場を中心としたすべての関係者が、福祉の支援が必要な矯正施設退所者の支援に関心を持ち取り組んでいけるよう、日本社会福祉士会として取り組んでいくことを改めて確認した。

本事業の展開にあたり、委員はじめ、オブザーバーとして参加していただき毎回情報提供等いただいた法務省、厚生労働省の方々、意見交換会、報告会でご協力いただいた皆様等、多くの方々のご協力を得られましたことに厚く御礼を申し上げます。

2011年3月

社団法人 日本社会福祉士会
リーガル・ソーシャルワーク研究委員会
委員長 田村 満子

目 次

はじめに

第1章 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 地域連携に関する意見交換会・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 調査研究事業報告会・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

「わたしは何ができるんだろう～刑余者の地域生活を考える～」

第4章 今後の会としての課題・・・・・・・・・・・・・・ 16

【資 料】

報告会&シンポジウム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

「わたしは何ができるんだろう～刑余者の地域生活を考える～」資料

地域生活定着支援事業関係通知等・・・・・・・・・・・・ 27

- ・ 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する
機関等との連携の確保について

(平成21年4月1日付法務省保観第206号、社援発第0401019号)

- ・ 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について

(平成21年5月27日付社援総発第0527001号)

- ・ 地域生活定着支援事業実施要領

社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領・・・・・・・・・・・・ 45

委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

2010年度 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会名簿・・・・・・・・ 52

第1章 事業の概要

1. 事業の目的

2008年度に実施した「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業」(独)福祉医療機構助成事業)の調査研究結果より、矯正施設退所者の円滑な社会復帰・社会参加のための社会福祉士の活動への期待が増していることが明らかとなった。また、国の制度・施策としても福祉の支援が必要な矯正施設退所者への取組のシステムとして、法務省は2009年度から高齢あるいは障害を有する者であって適当な帰住地のない者に対する特別な生活環境の調整(「特別調整」)を開始させ¹、それに協力し、矯正施設退所者に対して福祉サービス等に結びつける支援を行う機関として厚生労働省が新しく「地域生活定着支援センター」の整備を開始した。このような取組の中で、①矯正施設への社会福祉士の配置②新設される地域生活定着支援センターへの社会福祉士の配置③更生保護施設への福祉スタッフの配置(指定更生保護施設)が進められることとなった。

福祉の支援が必要な矯正施設退所者への自立生活に向けた支援(ソーシャルワーク)において、司法と福祉の「連携」の課題があげられているものの、その課題解決に向けた地域システムと社会福祉士の活動のあり方について整理したものは少ない。

そこで、当事業では、司法と福祉の接点として機能すべき地域生活定着支援センターでの実践を通じて、司法と福祉の「連携」における課題を明らかにするとともに、課題解決に向けて、社会福祉士はどのような対応が必要かを提案することを目的に、地域生活定着支援センターをはじめ、司法分野および福祉分野の施設・機関の他機関との連携調整を担っている社会福祉士による地域連携に関する課題検討するとともに、より多くの福祉、医療関係者が所属施設において支援に取り組めるよう啓発事業を行った。

2. 事業の概要

(1) 地域連携に関する意見交換会

高齢や障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者が地域で自立した生活を行うためには、帰住先の確保の他、自立のための所得の確保や生活支援が適切になされなければならない。退所に際して高齢や障害のある犯罪や非行をした者が、いわゆる司法のネットワークから福祉のネットワークに移行し、地域で自立した生活が送れるようになるには、多くの機関や施設が連携をとることが必要となる。

また、社会福祉士には連携のコーディネーターとして、社会福祉士の役割の一つに規定されている「連携」機能(社会福祉士及び介護福祉士法第47条²)を発揮することが求められる。そこで、高齢や障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に関わる司法分野及び福祉分野の施設・機関の連携調整を担っている職員(社会福祉士)

¹「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」(法務省保観第244号、平成21年4月17日)

²社会福祉士及び介護福祉士法 第47条(連携)

「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。」

による意見交換を行い、社会福祉士としてどのように関わるべきかを考えた。

2009年度に実施した「更生保護等司法と福祉との連携を担う社会福祉士の養成事業」(独)福祉医療機構助成事業)において、地域生活定着支援事業の現状と課題に関する意見交換会を行った。2009年度は、地域生活定着支援事業が開所されたばかりで、地域生活定着支援センターの設置が進んでいなかったこともあり、1カ所の実施であった。

そこで、2010年度は、地域生活定着支援センターの受託法人や地域を考慮しながら、全国5カ所にて、地域生活定着支援センターをはじめ、矯正施設、更生保護施設、障害者相談支援センター等の社会福祉士により、地域生活支援事業を推進するにあたり①他施設他機関との連携状況②連携における課題③社会福祉士としての課題ーについて事前調査を行いその結果をふまえ、意見交換を行った。

(第2章参照)

(2) 調査研究事業報告会

地域生活定着支援センターが、福祉の支援が必要な矯正施設退所者への支援において、司法と福祉の接点として機能を発揮するには、地域生活定着支援センターをはじめ、矯正施設、更生保護施設等といった地域生活定着支援事業に関わる社会福祉士が地域連携に関する課題へ取り組むことは重要である。あわせて、地域における相談機関や施設等に所属する福祉、医療関係者も矯正施設退所者支援について理解を深め、地域で自立した生活をおくれるよう、関係機関が連携して支援に取り組むことが重要である。

そこで、広く社会福祉士を対象に、地域連携における意見交換会での地域連携の課題を共有し、福祉・医療関係者としてできることは何かを考えるため、「事業報告&シンポジウム」を東京、大阪の2会場にて開催した。

まず、事業報告では、参加対象者が地域生活定着支援事業に関わる現任者ではないので、福祉の支援が必要な矯正施設退所者の現状と地域生活定着支援センターの役割と機能について確認し、地域連携に関する意見交換会での課題を共有することとした。そのうえで、シンポジウムでは、地域連携を行っている実践を報告し、参加者自身が所属の立場で何ができるかを具体的に考える内容とした。

(第3章参照)

3. 2011年度の活動に向けて

地域連携に関する意見交換会(第2章)において、また、報告会のアンケート(第3章)より、地域生活定着支援事業において、日本社会福祉士会として取り組むべき課題として、現任者支援、啓発活動、調査研究活動として整理した。

(第4章参照)

第2章 地域連携に関する意見交換会

1. 意見交換会の概要

「地域生活定着支援センターの機能充実に向けた調査研究事業」（以下、本事業）において、地域生活定着支援事業の現状と課題に関する意見交換を行うために、2010年10月から11月に全国5箇所において、「特定地域の関係者を集めた「地域連携」についての意見交換会」（以下、意見交換会）が開催された。

全国5ヶ所での開催地の選定は、矯正管区を基本とした、北海道・東北、関東、中部、西日本、九州・沖縄の各地域より、多様性に富むよう地域生活定着支援センターの受託法人や矯正施設の処遇指標の特徴を考慮して選定した。

選定した結果、開催地の地域生活定着支援センターの受託法人は、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO法人、都道府県社会福祉士会等であった。また、矯正施設の処遇指標では、犯罪傾向が進んでいない者（A指標）、犯罪傾向が進んでいる者（B指標）、女子（W）、少年・成年（Y）等であった。

意見交換会は、司法及び福祉領域における施設・機関において勤務している社会福祉士を中心に、①他施設・機関との連携がどのようなときに必要か、もしくは必要と感ずるか、②連携する際にどのような調整・手続きがなされているか、③その際に課題と感じていることは何かといった3つの観点から意見交換を行い、地域生活定着支援事業に関わる社会福祉士はどのような視点を有すべきか、さらに、司法手続の流れにおいて、再犯防止等の観点から、社会福祉士がどのような取り組みができるかについて調査研究が必要であり、この点についてもあわせて意見交換が行われた。

なお、意見交換会では、他機関連携を担う関係職員の報告と委員を交えた意見交換が行われたが、関係職員の報告に関しては、事前に「地域生活定着支援事業における「地域連携」のアンケート」（以下、アンケート）を送付し、回答に基づき報告された。

2. 意見交換会における協議～地域生活定着支援事業における地域連携の現状と課題～

意見交換会では、アンケートの項目に沿って、参加者より、地域生活定着支援事業における所属施設の業務および他施設・他機関との連携状況について報告後、他施設・他機関との連携における「地域連携」の課題と、課題に対して、社会福祉士がどのような視点をもって関わるべきかが協議された。そこで、「地域連携」の現状、「地域連携」の課題および、社会福祉士としての課題、として以下に整理する。

（1）「地域連携」の現状について

意見交換会での、地域生活定着支援事業における業務と、その業務を行うにあたり組織・機関の「地域連携」の現状を以下に整理する。

● 「地域連携」の現状

① 合同会議の開催

意見交換会において、地域生活定着支援センターの組織・機関連携の実際では、合同会議が開催されていた。地域により会議の名称は様々であったが、地域生活定着支援センターが関係機関との連携として、目的別にケース会議・合同支援会議等、連絡協議会、その他日常的な連携の3つが実施されていた。ケース会議・合同支援会議等は、個々の

利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、必要に応じて、関係機関等の参加を求め、今後の支援方針や関係機関の役割分担等が検討されていた。連絡協議会は、業務を行うために必要な情報を交換し、常日頃から密に連携協働を行なっている矯正施設や保護観察所、行政などの関係機関等との連携の強化が図られていた。その他日常的な連携では、業務の円滑かつ効果的な遂行のため、平素から、関係機関等との連携を密に保ち、社会資源の開拓等に努めるための会議等が開催されていた。それぞれの会議では、地域や目的によって、例えば実務担当者と管理職と分けて会議をする等、参加者選定の工夫がされていた。

②多岐にわたった地域連携

地域生活定着支援センターは、矯正施設からの依頼を受け、矯正施設退所後の生活環境調整において、福祉、介護等の利用手続きを支援し、福祉サービスを利用できるようにコーディネートするため、連携先は多岐にわたっていた。意見交換会において、具体的な連携先として、行政、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、保護司、民生委員、障害者相談事業所、障害者サービス事業所、リハビリテーションセンター、地域包括支援センター、高齢者サービス事業所、救護施設、社会福祉協議会、医療機関、保健所、年金事務所、ダルク、弁護士会、社会福祉士会等があげられていた。

③行政との連携

行政との連携では、帰住地選定、住民票の取得、年金手続き、介護認定・障害程度区分認定の申請等において、様々な部署との連携を行っていた。意見交換会において、具体的な連携先は、福祉事務所、高齢関係部署、障害関係部署、地域福祉関係部署等があげられていた。特に、地域生活定着支援事業における地域連携の特徴として、1つの地域に限らず、例えばA市とB市両方と調整や都道府県を越えての連携がなされていた。

④周知活動

地域生活定着支援センターは、ソーシャルインクルージョンの実現に向け、地域住民の理解が得られるよう、地域生活定着支援センターの周知活動や事業の啓発活動を行っていた。意見交換会では、地域生活定着支援センターの開所を周知する工夫として、例えば、地域住民向けに福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状について考えるようなシンポジウムを開催や関係機関への周知活動として、保護司の定例会へ講師派遣することがあげられていた。

(2) 「地域連携」の課題について

意見交換会にて、地域生活定着支援事業における「地域連携」の課題を協議した結果を、以下、①現任職員としての課題、②受入れ機関としての課題、③福祉、医療関係者としての課題、④司法手続きにおいて関与できる課題、に整理する。

①現任職員としての課題

「地域連携」における現任職員の課題として、司法分野と福祉分野の専門職間の相互理解の課題がある。地域生活定着支援センターはコーディネート業務において、矯正施設、保護観察所等の司法機関と連携し、矯正施設退所の受入施設等の確保(帰住予定地の決定)、

矯正施設退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備を行っている。その際の司法分野と福祉分野の連携において、各分野の専門職は、価値観、専門用語、職場環境が異なることから、連携を行うにあたり相互理解や共通認識が必要であり、司法分野と福祉分野のそれぞれの役割、機能を理解していく必要がある。

②受入れ先としての課題

受入れ先として、地域を越えて大きく2つの課題がある。受入れ先としての福祉施設において、矯正施設退所者への支援は司法領域での支援対象者であり、福祉の対象ではないといった意識や、罪名による先入観によって受入れを躊躇してしまうという実践を行う際の関係者の意識・知識の状況と未知への取組に対する不安により、受入れ先として調整できる機関が少ないといった状況がある。地域生活定着支援センターでは、これらの不安解消のためにも、支援に繋いだあとも、受入れ機関の相談に対応するなど、フォローアップ事業が行われている。

③司法手続きにおいて関与できる課題

地域生活定着事業により、司法と福祉の接点をつなぎ、今まで福祉的な支援が適切にされてこなかった高齢や障害を持つ矯正施設退所者への支援が行われている。一方、司法手続の流れにおいて、警察等における微罪処分、検察庁における不起訴、裁判所における執行猶予の中にも、福祉的な支援が必要なものがある。この場合、司法のネットワークでの処遇とならないため、いずれの支援も行われなため再犯し、受刑者となるものもある。

そのようなことになる前に、適切な福祉の支援が行われることが必要であり、警察等(逮捕)、検察庁(捜査)、裁判所(公判)のそれぞれの段階で司法と福祉の接点をつなぎ、福祉的な支援が適切に行われる必要がある。

(3) 社会福祉士及び社会福祉士会としての課題について

「地域連携」における課題に対して、社会福祉士がどのように関わるべきかについて、以下、①現任者支援、②啓発活動、③調査研究事業に分け、以下に整理する。

①現任者支援

地域生活定着支援事業における司法と福祉の連携は、まだ始まったばかりであり、特別調整事例数も限られている。地域生活定着支援事業の現任社会福祉士は、実践を積み上げていくとともに、今後のよりよい司法と福祉の地域連携による支援のあり方を検討するため、事例検討等通じて、専門職としての研鑽に努める必要がある。

また、地域生活定着支援事業の連携先が多岐にわたっており、様々な分野の知識が求められるため、勉強会、講座、研修会への参加へ努める必要がある。

地域生活定着支援事業における福祉の専門職としての社会福祉士が、よりよい支援が行えるよう、事例検討、機関内勉強会、講座、研修の機会が保障され、専門職としてのスキルの担保が課題である。

②啓発活動

地域生活定着支援事業における、福祉の支援への調整では、地域での居場所や働き場所

等が確保できるように、より多くの機関と連携する必要がある。「地域連携」の現状でも連携先は多岐にわたっていることから、1つの機関だけで支援を行うのではなく、様々な機関や社会資源が協力して支援が行われるよう、地域生活定着支援事業に対する理解を周知する必要がある。

また、地域生活定着支援センターでは、フォローアップ業務として、受入れ機関の不安を解消するよう相談、支援が行われている。しかし、地域生活定着支援センターが永続的に支援に関わることは、本人にとって望ましいことではない。地域生活定着支援センターから福祉の支援へつながり、地域移行できるよう、地域支援ネットワーク構築が必要となる。社会福祉士は、矯正施設退所者を特別視するのではなく、個人の生存の権利を実現するという観点から、福祉の支援が必要な対象者として支援に取り組むとともに、反面、罪を犯したことによる「生きづらさ」があり、その「生きづらさ」を理解して、その人らしい生活を支えていくことが重要である。

より多くの社会福祉士に、福祉の支援が必要な矯正施設退所者へ対する理解がされ、再犯防止にむけ、協力されるような啓蒙活動や受入れ先のある地域への周知研修活動が必要である。

特に、地域生活定着支援事業は、県域をまたがる支援が行われることから、他都道府県における社会資源の情報等については、都道府県社会福祉士会の協力が期待される。

また、様々な施設・機関が協力するうえで、弁護士会と協力するといった、他専門職との連携づくりも課題である。

③調査研究事業

司法手続きにおいて、社会福祉士が関与できる支援として、例えば、知的障害者や精神障害者が逮捕された場合、警察での段階で、彼らの意思を伝える「通訳」の役割を社会福祉士が担うことができるよう、地域の警察と福祉関係者の連携が図ることや、地域生活を支え、自立につなげるよう、見守りのような人的ネットワークを広げていくことができることが考えられる。また、裁判(公判)においても、同様に、弁護士と協力し、社会福祉士が、彼らが意思を伝えることができるよう支援することが考えられる。

司法手続きにおいて関与できる課題について、社会福祉士会として、調査研究事業に取り組み、課題を整理する必要がある。

第3章 調査研究事業報告会

「わたしは何ができるんだろう～刑余者の地域生活を考える～」

1. 目的

矯正施設退所者の中には、高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けることができず、また、親族等の受入先を確保できないまま退所する者が数多く存在していることが指摘されている。地域生活定着支援センターが、福祉の支援が必要な矯正施設退所者への支援において、司法と福祉の接点として機能を発揮するには、地域生活定着支援センターをはじめ、矯正施設、更生保護施設等といった地域生活定着支援事業に関わる社会福祉士が地域連携に関する課題へ取り組むことは重要であるが、あわせて、地域における相談機関や施設等に所属するより多くの福祉、医療関係者が矯正施設退所者支援について理解を深め、地域で自立した生活をおくれるよう、関係機関が連携して支援に取り組むことが重要である。

地域生活定着支援センターでは、今まで福祉サービスにつながっていなかった人へ、利用手続きを支援し、福祉サービスを利用できるようにコーディネートしている。住民票や年金手続き、介護認定・障害程度区分認定の申請、サービス事業者との橋渡し等において、関係機関は多岐にわたっている。一つの施設、機関での支援ではなく、地域連携における多面的な支援が必要である。

より多くの福祉、医療関係者による地域連携による支援があれば、犯罪をすることなく地域生活を送れたと考えられる人も多く存在している。生活課題がある時点で福祉的な支援との接点をいかに適切にもつことができるかということが課題である。その意味において、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者への支援は、本来的に社会福祉士が担う役割と言える。

そこで、社会福祉士をはじめとする、福祉、医療関係者ならびに、司法分野と福祉分野の地域連携に関心のある者を対象に、地域連携における意見交換会での地域連携の課題を共有し、福祉・医療関係者としてできることは何かを考えるため、「事業報告&シンポジウム」を東京、大阪の2会場にて開催した。

2. 報告会の内容

報告会の参加対象者は、社会福祉士をはじめとする、福祉、医療関係者ならびに、司法分野と福祉分野の地域連携に関心のある者であり、必ずしも地域生活定着支援事業に関わる現任者ではない。そこで、事業報告の前段として、「刑余者支援について～支援の枠組みと地域連携～」では、福祉の支援が必要な矯正施設退所者の現状と地域生活定着支援センターの役割と機能といった制度説明を行った。

その制度説明後、「地域連携に関する意見交換会報告」を行った。平成22年10月～11月、日本社会福祉士会 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会は、全国5カ所にて、地域生活定着支援センターをはじめ、矯正施設、更生保護施設、障害者相談支援センター等の社会福祉士を招聘し、意見交換会を開催した。その結果を、「組織・機関連携の実際」、「各地域での工夫」、「みえてきた課題」に整理し、報告した。

上記の事業報告を受け、シンポジウム「地域連携について考える」では、意見交換会での課題を共有し、福祉、医療関係者としてできることは何かを考えることとした。そ

ここでシンポジストより、地域生活定着支援センターを通じた共通事例において、それぞれの立場からどのような支援をしているか、またその際の課題について報告した。

報告会プログラムを表3-1、表3-2に示す。またレジュメを別添資料として掲載する。

3. 結果

報告会2会場の実績は表3-3の通りである。

表3-3 報告会実績

	東京会場	大阪会場
日時	2011年2月16日(水)	2011年2月21日(月)
会場	FORUM8 オリオンホール	天満研修センター イベントホール
参加申込者数	169名	139名
参加者数	145名	119名
アンケート回答数	120名	103名
アンケート回収率	82.8%	86.6%

また、各会場のアンケート結果を別表に示す。参加者のうち、福祉事務所、入所施設(高齢サービス事業所)、入所施設(障害サービス事業所)、入所施設(児童)、医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、相談機関といった福祉・医療関係者は、31%(東京)、36%(大阪)であった。また、社会福祉士の有資格者は、80%(東京)、77%(大阪)であった。

アンケートには、報告会の啓発効果を見るため次の項目を設定した。

- ①今まで刑余者(出所者)の地域生活支援に関わったことはありますか。
- ②今回の報告会に参加して気づきはありましたか。
- ③今回の報告会に参加して、今後の関わり方に変化はあると思いますか。
- ④報告会に参加して、どのような点が良かったですか。(複数回答可)

別表のアンケート結果をみると、今まで刑余者(出所者)の地域生活支援に関わったことがないと応えた人は、52%(東京)、41%(大阪)であった。また、新たな気づきを得たと応えた人が、73%(東京)、78%(大阪)であった。さらに、今後の関わり方に変化があると応えた人が、69%(東京)、70%(大阪)であった。最期に、報告会に参加してよかった点では、「役に立つ情報が得られた」が65%(東京)、64%(大阪)、「スキルアップにつながった」が25%(東京)、33%(大阪)に、両会場とも多く回答されていた。

このように、今回の報告会が、福祉・医療関係者向きに企画されており、刑余者(出所者)の地域生活支援について、身近な支援対象として捉え、所属の立場からどのように具体的に支援するかを考える機会となっており、今回の報告会の啓発効果が非常に高かったことが伺える。

表3-1 報告会 プログラム【東京会場】

時 間	内 容
13:00～13:10	開会挨拶
13:10～14:10	事業報告 地域連携に関する意見交換会 1. 制度説明 刑余者支援について～支援の枠組みと地域連携～ 報告者 古賀 理 氏 (佐賀県地域生活定着支援センター) 2. 事業報告 地域連携に関する意見交換会報告 報告者 倉島 ひろみ 氏 (更生保護法人 紫翠苑)
14:30～16:30	シンポジウム 「地域連携について考える」 コーディネーター 二関 郁子 氏 (山形県地域生活定着支援センター) シンポジスト 高嶋 秀行 氏 (とちぎ地域生活定着支援センター) 鈴木 正二 氏 (那須地区障害者相談支援センター) 長谷川 和彦 氏 (有限会社 福祉ネットやわらぎ)
16:30	閉会

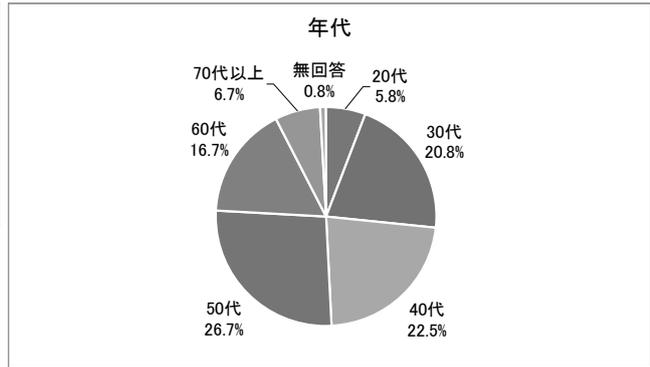
表3-2 報告会 プログラム【大阪会場】

時 間	内 容
13:00～13:10	開会挨拶
13:10～14:10	事業報告 地域連携に関する意見交換会 1. 制度説明 刑余者支援について～支援の枠組みと地域連携～ 報告者 松本 一美 氏 (和歌山県地域生活定着支援センターま～る) 2. 事業報告 地域連携に関する意見交換会報告 報告者 松永 直起 氏 (菰野町地域包括支援センター)
14:30～16:30	シンポジウム 「地域連携について考える」 コーディネーター 増田 せつ子 氏 (静岡刑務所) シンポジスト 伊豆丸 剛史 氏 (長崎県地域生活定着支援センター) 前田 康弘 氏 (更生保護施設 雲仙・虹) 百枝 孝泰 氏 (佐賀県地域生活定着支援センター) 小佐々 徹正 氏 (養護老人ホーム 済昭園)
16:30	閉会

【別表】 報告会「わたしは何ができるんだろう～刑余者の地域生活を考える～」アンケート【東京会場】集計表

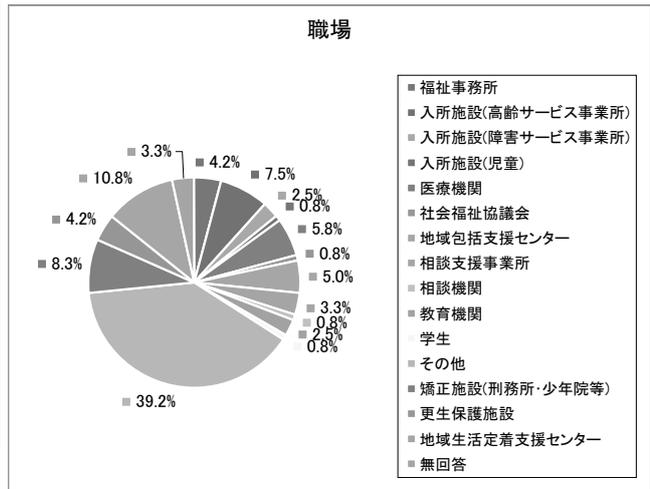
年代

	回答数	構成比
(1) 20代	7	5.8%
(2) 30代	25	20.8%
(3) 40代	27	22.5%
(4) 50代	32	26.7%
(5) 60代	20	16.7%
(6) 70代以上	8	6.7%
無回答	1	0.8%
計	120	100.0%



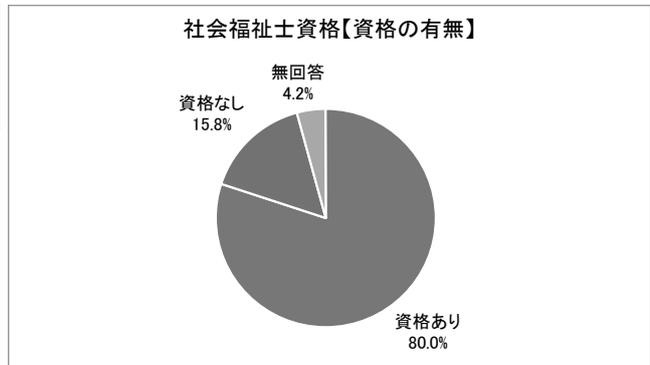
職場

	回答数	構成比
(1) 福祉事務所	5	4.2%
(2) 入所施設(高齢サービス事業所)	9	7.5%
(3) 入所施設(障害サービス事業所)	3	2.5%
(4) 入所施設(児童)	1	0.8%
(5) 医療機関	7	5.8%
(6) 社会福祉協議会	1	0.8%
(7) 地域包括支援センター	6	5.0%
(8) 相談支援事業所	4	3.3%
(9) 相談機関	1	0.8%
(10) 教育機関	3	2.5%
(11) 学生	1	0.8%
(12) その他	47	39.2%
(13) 矯正施設(刑務所・少年院等)	10	8.3%
(14) 更生保護施設	5	4.2%
(15) 地域生活定着支援センター	13	10.8%
無回答	4	3.3%
計	120	100.0%



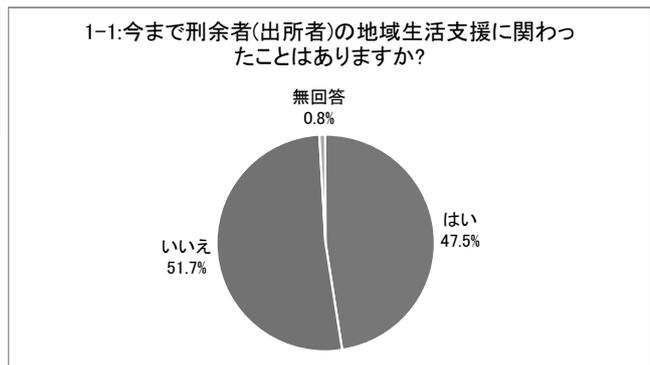
社会福祉士資格【資格の有無】

	回答数	構成比
(1) 資格あり	96	80.0%
(2) 資格なし	19	15.8%
無回答	5	4.2%
計	120	100.0%



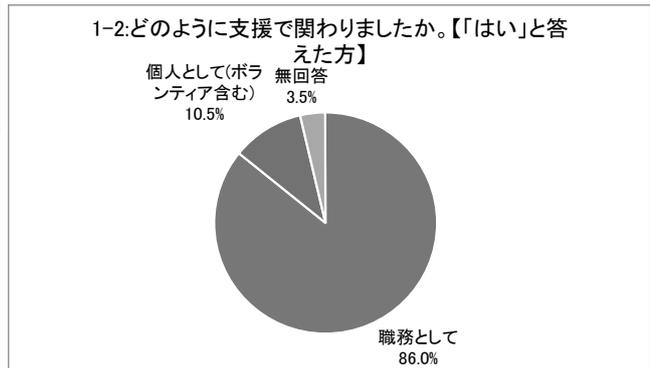
1-1:今まで刑余者(出所者)の地域生活支援に関わったことはありますか?

	回答数	構成比
(1) はい	57	47.5%
(2) いいえ	62	51.7%
無回答	1	0.8%
計	120	100.0%



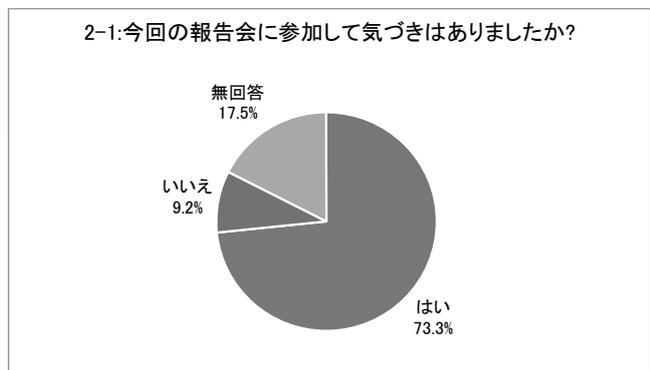
1-2:どのように支援で関わりましたか。【「はい」と答えた方】

	回答数	構成比
(1) 職務として	49	86.0%
(2) 個人として(ボランティア含む)	6	10.5%
無回答	2	3.5%
計	57	100.0%



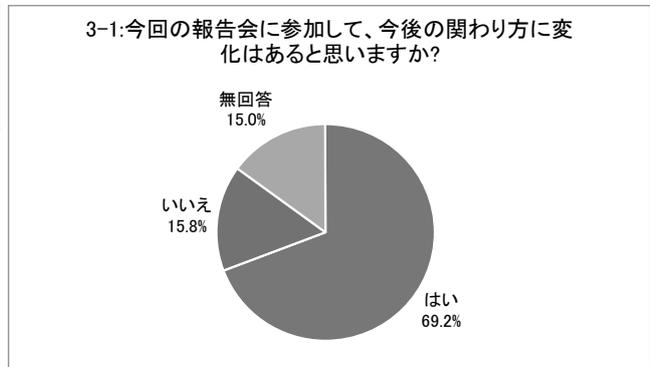
2-1:今回の報告会に参加して気づきはありましたか?

	回答数	構成比
(1) はい	88	73.3%
(2) いいえ	11	9.2%
無回答	21	17.5%
計	120	100.0%



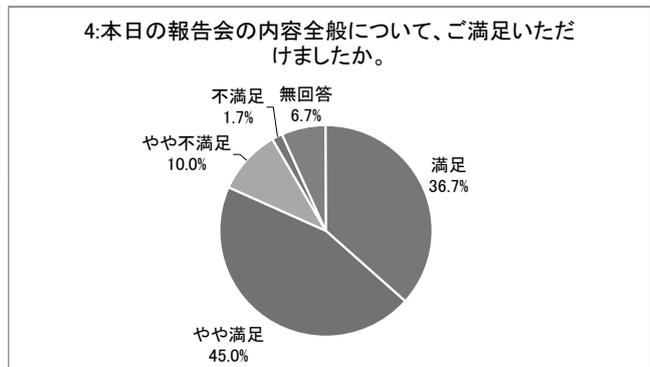
3-1:今回の報告会に参加して、今後の関わり方に変化はあると思いますか?

	回答数	構成比
(1) はい	83	69.2%
(2) いいえ	19	15.8%
無回答	18	15.0%
計	120	100.0%



4:本日の報告会の内容全般について、ご満足いただけましたか。

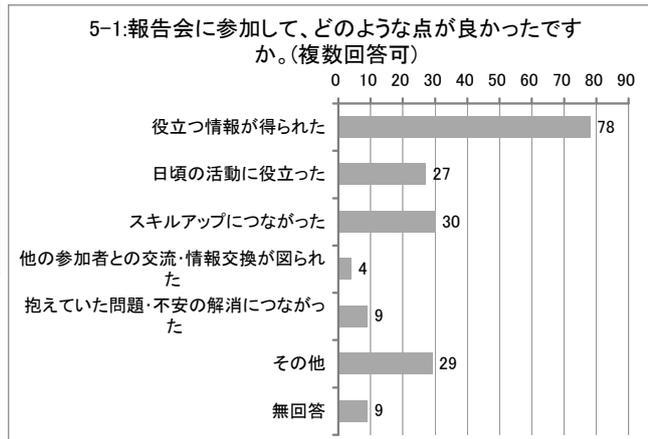
	回答数	構成比
(1) 満足	44	36.7%
(2) やや満足	54	45.0%
(3) やや不満足	12	10.0%
(4) 不満足	2	1.7%
無回答	8	6.7%
計	120	100.0%



5-1:報告会に参加して、どのような点が良かったですか。(複数回答可)

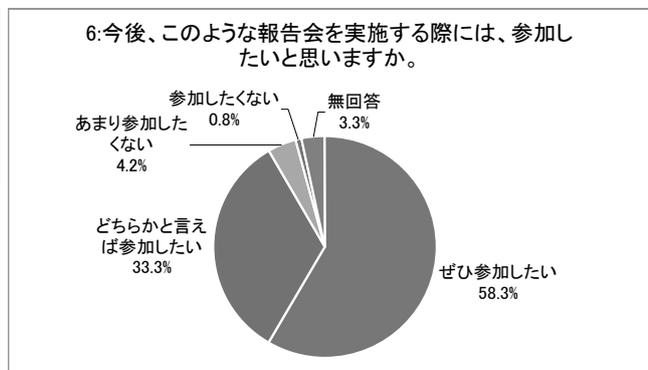
	回答数	割合
(1) 役立つ情報が得られた	78	65.0%
(2) 日頃の活動に役立った	27	22.5%
(3) スキルアップにつながった	30	25.0%
(4) 他の参加者との交流・情報交換が図られた	4	3.3%
(5) 抱えていた問題・不安の解消につながった	9	7.5%
(6) その他	29	24.2%
無回答	9	7.5%
計	186	155.0%

※複数回答なので、割合の総和は100%を超えます。



6:今後、このような報告会を実施する際には、参加したいと思いますか。

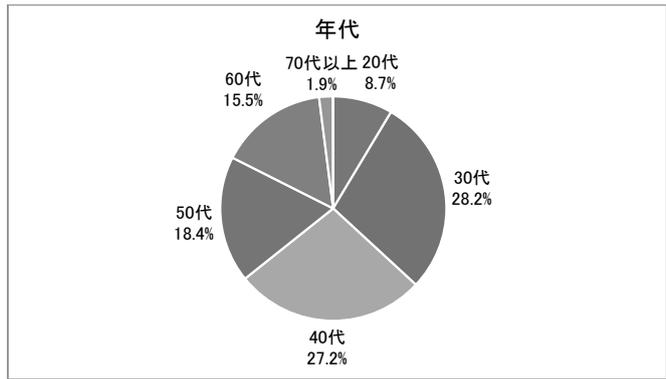
	回答数	構成比
(1) ぜひ参加したい	70	58.3%
(2) どちらかと言えば参加したい	40	33.3%
(3) あまり参加したくない	5	4.2%
(4) 参加したくない	1	0.8%
無回答	4	3.3%
計	120	100.0%



【別表】報告会「わたしは何かができるんだろう～刑余者の地域生活を考える～」アンケート【大阪会場】集計表

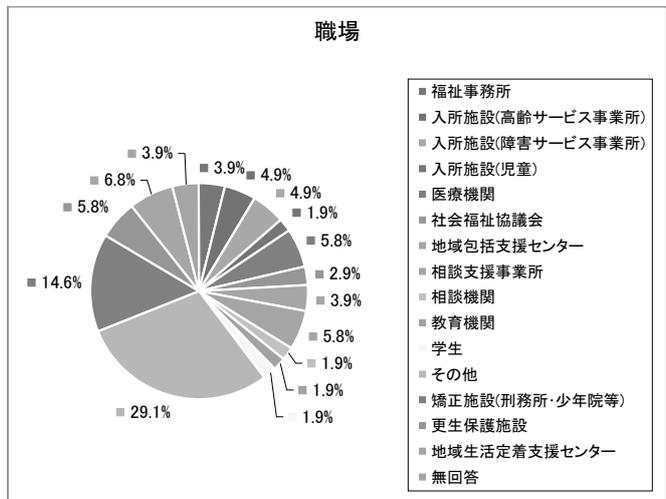
年代

	回答数	構成比
(1) 20代	9	8.7%
(2) 30代	29	28.2%
(3) 40代	28	27.2%
(4) 50代	19	18.4%
(5) 60代	16	15.5%
(6) 70代以上	2	1.9%
無回答	0	0.0%
計	103	100.0%



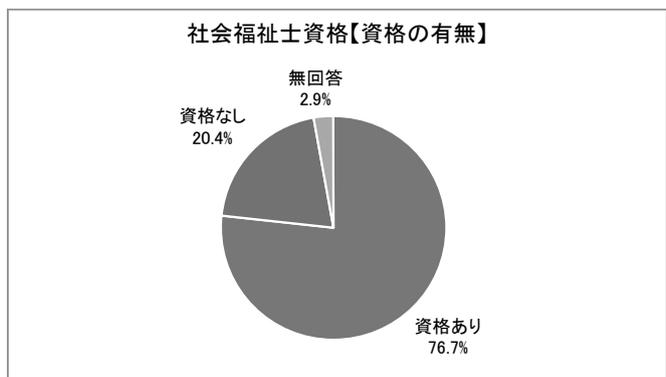
職場

	回答数	構成比
(1) 福祉事務所	4	3.9%
(2) 入所施設(高齢サービス事業所)	5	4.9%
(3) 入所施設(障害サービス事業所)	5	4.9%
(4) 入所施設(児童)	2	1.9%
(5) 医療機関	6	5.8%
(6) 社会福祉協議会	3	2.9%
(7) 地域包括支援センター	4	3.9%
(8) 相談支援事業所	6	5.8%
(9) 相談機関	2	1.9%
(10) 教育機関	2	1.9%
(11) 学生	2	1.9%
(12) その他	30	29.1%
(13) 矯正施設(刑務所・少年院等)	15	14.6%
(14) 更生保護施設	6	5.8%
(15) 地域生活定着支援センター	7	6.8%
無回答	4	3.9%
計	103	100.0%



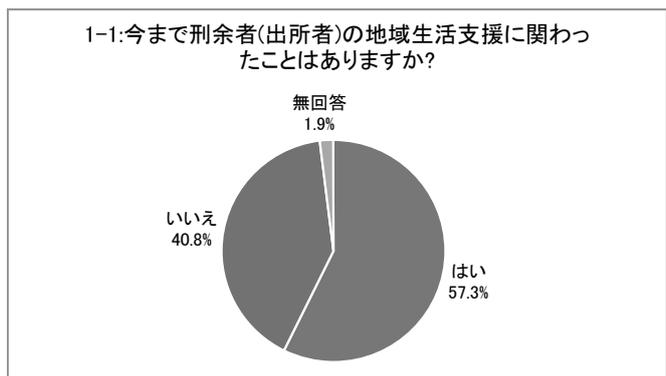
社会福祉士資格【資格の有無】

	回答数	構成比
(1) 資格あり	79	76.7%
(2) 資格なし	21	20.4%
無回答	3	2.9%
計	103	100.0%



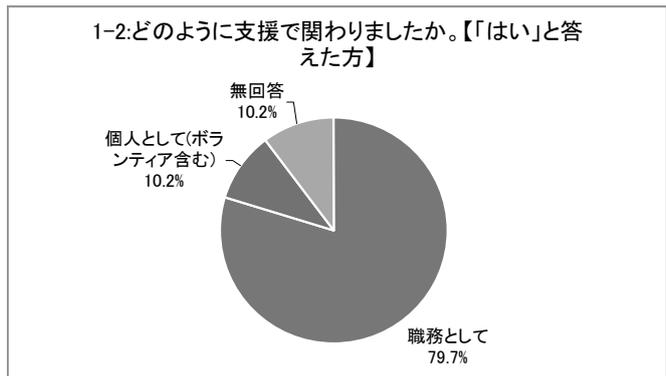
1-1:今まで刑余者(出所者)の地域生活支援に関わったことはありますか?

	回答数	構成比
(1) はい	59	57.3%
(2) いいえ	42	40.8%
無回答	2	1.9%
計	103	100.0%



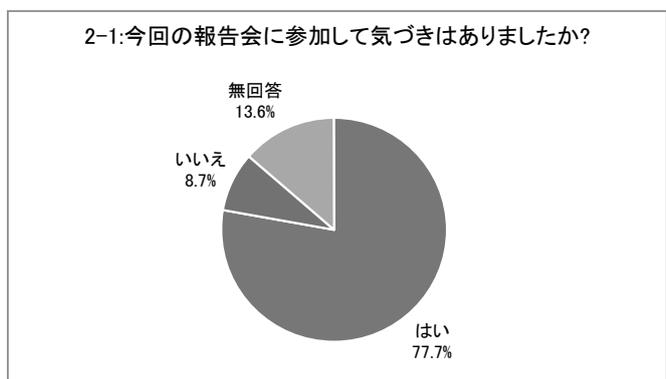
1-2:どのように支援で関わりましたか。【「はい」と答えた方】

	回答数	構成比
(1) 職務として	47	79.7%
(2) 個人として(ボランティア含む)	6	10.2%
無回答	6	10.2%
計	59	100.0%



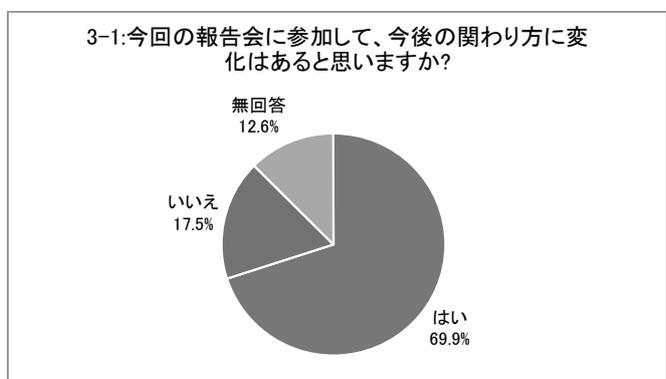
2-1:今回の報告会に参加して気づきはありましたか?

	回答数	構成比
(1) はい	80	77.7%
(2) いいえ	9	8.7%
無回答	14	13.6%
計	103	100.0%



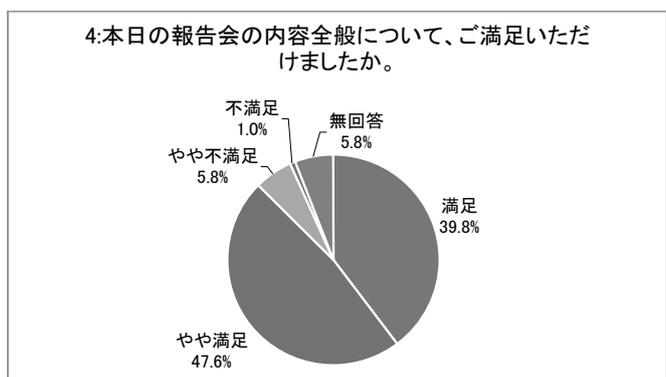
3-1:今回の報告会に参加して、今後の関わり方に変化はあると思いますか?

	回答数	構成比
(1) はい	72	69.9%
(2) いいえ	18	17.5%
無回答	13	12.6%
計	103	100.0%



4:本日の報告会の内容全般について、ご満足いただけましたか。

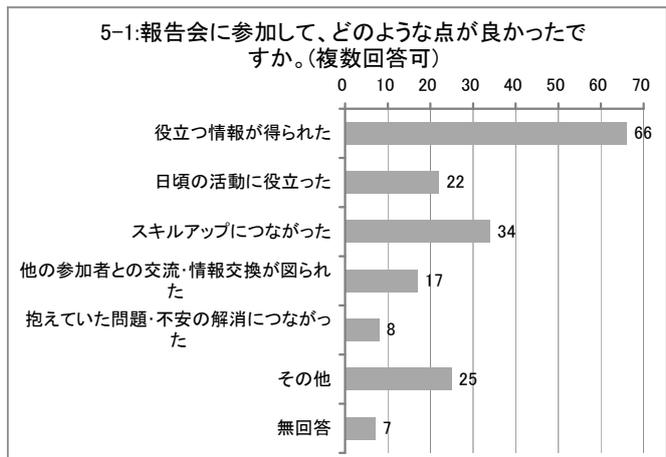
	回答数	構成比
(1) 満足	41	39.8%
(2) やや満足	49	47.6%
(3) やや不満足	6	5.8%
(4) 不満足	1	1.0%
無回答	6	5.8%
計	103	100.0%



5-1:報告会に参加して、どのような点が良かったですか。(複数回答可)

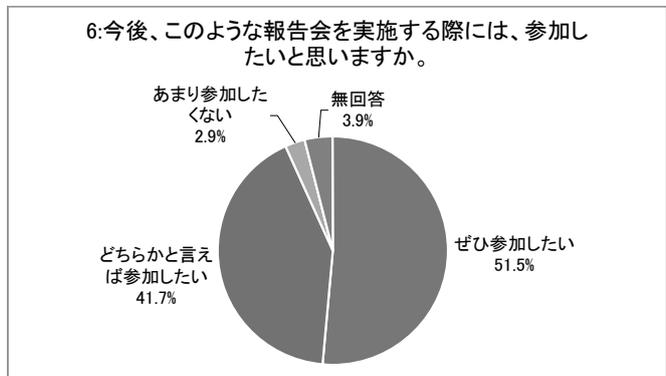
	回答数	割合
(1) 役立つ情報が得られた	66	64.1%
(2) 日頃の活動に役立った	22	21.4%
(3) スキルアップにつながった	34	33.0%
(4) 他の参加者との交流・情報交換が図られた	17	16.5%
(5) 抱えていた問題・不安の解消につながった	8	7.8%
(6) その他	25	24.3%
無回答	7	6.8%
計	179	173.8%

※複数回答なので、割合の総和は100%を超えます。



6:今後、このような報告会を実施する際には、参加したいと思いますか。

	回答数	構成比
(1) ぜひ参加したい	53	51.5%
(2) どちらかと言えば参加したい	43	41.7%
(3) あまり参加したくない	3	2.9%
(4) 参加したくない	0	0.0%
無回答	4	3.9%
計	103	100.0%



第4章 今後の会として課題整理

厚生労働省は、平成21年度に地域生活定着支援事業を創設し、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備することにより、その社会復帰の支援を推進している。矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は全国に分布するため、地域生活定着支援センターがその役割を果たすためには、全国都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要がある。平成23年2月末時点では、38道府県の設置であるため、厚生労働省は、社会・援護局関係主管課長会議等にて、平成23年度中に全国設置されるよう、未設置の自治体に協力を求めている。

つまり、設置途上の中において、地域連携に関する意見交換会(第2章)及び、報告会のアンケート(第3章)を踏まえて、地域生活定着支援事業における、日本社会福祉士会として取り組むべき課題について、以下のとおり整理する。

1. 現任者支援について

地域生活定着支援事業が創設され、事業が展開される中、実践を積み上げていく必要性から、地域生活定着支援センター、矯正施設、更生保護施設等といった各々の現任者への情報交換をはじめ、研修会を企画されるようになってきている。

日本社会福祉士会は、地域生活定着支援事業の現任社会福祉士への支援として、各々の所属団体等が実施する企画ではなく、例えば「連携のあり方」、「社会福祉士としての視点」といった、広域的かつ職能団体としての研修会の企画が期待される。実施数は少ないが、都道府県社会福祉士会においても研修等が企画されていることから、職能団体としての支援のあり方を検討したい。

2. 啓発活動について

地域生活定着支援事業では、1つの機関だけで支援を行うのではなく、様々な機関や社会資源が協力して支援を行う必要がある。また、矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は全国に分布するため県域をまたがる連携が必要となる。加えて、受け入れ機関・組織の調整において、矯正施設退所者を特別視するという課題がある。

日本社会福祉士会の会員は、高齢、障害、児童、行政など様々な組織・機関に所属しているため、会員間のネットワークを活用とした支援が期待できる。また、県域をまたがる連携においても、都道府県社会福祉士会を通じた支援が期待できる。

しかしながら、2009年度「更生保護等司法と福祉との連携を担う社会福祉士の養成事業」(（独）福祉医療機構助成事業)における都道府県社会福祉士会の取り組み状況では、2009年度は事業が始まったばかりということもあり、委員会等を立ち上げていると回答している都道府県社会福祉士会が9ヶ所という状況であった。今年度の意見交換会開催場所でも、5ヶ所中、委員会等が立ち上がっているのは2ヶ所という状況であった。

日本社会福祉士会は、都道府県社会福祉士会の会員間ネットワークが機能できるような活動をしていく必要がある。そのためには、社会福祉士は、矯正施設退所者への支援を特別視するのではなく、個人の生存の権利を実現するという観点から、福祉の支援が必要な対象者として支援に取り組むべきであるといった周知・啓発活動が必要である。

3. 調査研究事業について

意見交換会での協議の中で、司法の手続きの入り口部分である逮捕時などにおける福祉の支援について、日本社会福祉士会への要望があった。地域生活定着支援事業の対象者は、矯正施設退所者であるが、本来は、罪を繰り返す前に、適切な支援が行われることで必要である。意見交換会では、例えば、逮捕時や裁判段階で、福祉の支援が必要とされる対象者の意思を伝えるような役割を社会福祉士が担い、彼らを擁護することで、適切な支援につなげることができるのではないかといった意見があった。

日本社会福祉士会として都道府県社会福祉士会と協力しながら、調査研究事業を通じて司法手続きにおいて社会福祉士が関与できる課題を整理する必要がある。

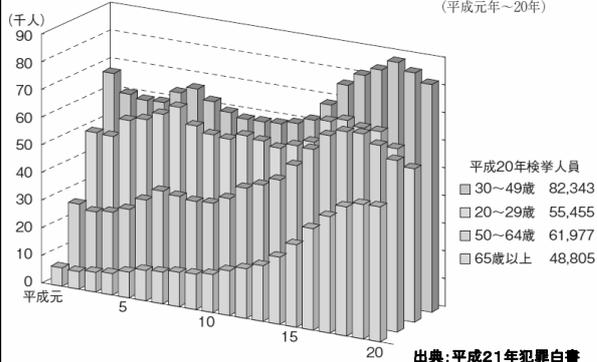
【資料】

刑余者支援について

～支援の枠組みと地域連携～

3-4-1-1図 一般刑法犯 検挙人員の推移 (年齢層別)

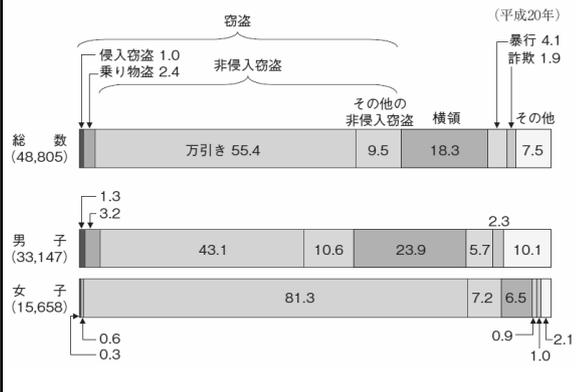
(平成元年～20年)



出典:平成21年犯罪白書

3-4-1-4図 一般刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比 (男女別)

(平成20年)



直接的動機・背景事情の選択率(男女別・年齢階層別)

出典平成21年犯罪白書

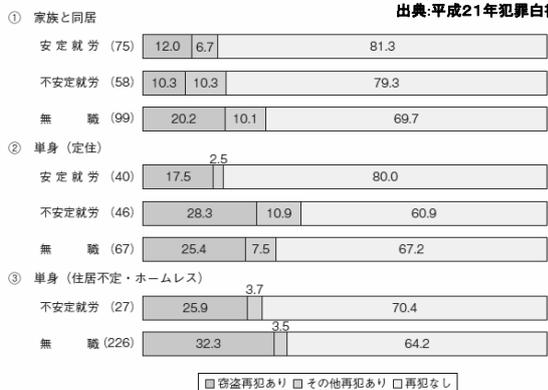
① 男子 (352)

② 女子 (148)

年齢階層	生活費困窮	遊興費欲しき	家に寝る	盗み癖	友人知人の誘い	その他
20歳以下 (86)	61.6%	45.3%	24.4%	17.4%	15.1%	
30～39歳 (96)	59.4%	44.8%	13.5%	12.5%	10.4%	
40～49歳 (65)	69.2%	30.8%	15.4%	13.8%	13.8%	
50～59歳 (60)	78.3%	18.3%	16.7%	16.7%	10.0%	
60歳以上 (45)	64.4%	17.8%	13.3%	11.1%	11.1%	

7-3-1-2-15図 窃盗 再犯状況 (居住・就労状況別)

出典:平成21年犯罪白書



矯正施設に収容されている知的障がい者の実態調査

矯正施設



× □ 15施設サンプル調査(受刑者数27,024名)

× □ 受刑者27,024名のうち410名が知的障がい者
× □ 又はそれを疑われる者(処遇困難者)1.5%

× □ うち療育手帳所持者26名 6%



刑事施設（全国15庁の主な刑務所※における知的障害者又は知的障害が疑われる者

410名（平成18年10月31日時点）

- 主な罪名は、窃盗（43.4%）、詐欺（6.8%）、放火（6.3%）など
- 犯罪の動機は「困窮・生活苦」（36.8%）、「利欲」（20.7%）、「性欲」（9.3%）など
- 刑務所への入所回数が5回以上に及ぶ者が54.4%いる。
- 今回の受刑が2回以上の者について、前回の出所時に満期釈放であった者の比率は80%
- 今回の受刑が2回以上の者について、前回の受刑からの再犯期間が3カ月以内の者が32.3%を占めている。60%の者が一年未満で再犯に至っている。

※上記410名のうち、療育手帳所持者は26人であった

平成19年5月25日 法務省矯正局プレス発表

本来、何らかの福祉的支援が必要であったにも関わらず、出所後の支援がなかったことで「罪を犯し→累犯」に至る障害者等の存在

1. 刑務所出所者等が抱える問題

刑務所を出所した後、再び犯罪に手を染める人たち…

< 高齢者の再犯 >

60代男性。両親は既に死亡、同胞無し。

詐欺（無銭飲食）の罪で服役し、刑務所を満期釈放。公園などで野宿をしながら仕事と住まいを探すが、見つからない。

出所後、2か月を過ぎ、空腹に耐えかね、再び、詐欺（無銭飲食）の罪を犯す。

< 知的障害者の再犯 >

40代男性。両親は既に死亡、同胞とは疎遠。

中学卒業後、土木作業員等の仕事をするが続かず無職状態に陥る。20代から窃盗（車上盗）を繰り返し、受刑生活を反復（4入）。満期釈放後、再び、窃盗（車上盗）の罪を犯して服役。

軽度の知的障害が疑われる。



高齢受刑者の様子
(読売新聞・2007年3月14日版から)

刑務所 福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、**早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要**

刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぐ、社会生活に移行させるための支援ができていない。

地域で生活できない

犯罪を犯し、再度、入所

福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができていないまま出所

出典:厚生労働省資料

社会福祉士等の配置

矯正施設(刑務所・少年刑務所・少年院)への社会福祉士の配置

→ 釈放時保護のうち福祉に関連する業務に従事

保護観察所へ社会復帰調整官の配置

→ 生活環境の調査・調整、精神保健観察等の業務に従事

更生保護施設への福祉職(社会福祉士等)の配置(全国57施設)

→ 円滑な福祉への移行や社会生活に適応するための専門的な生活指導を行う

地域生活定着支援センターの設置

→全国各県1か所(H23.1現在 38ヶ所)

地域生活定着支援センターの役割と機能

『定着支援センターの業務内容』

【地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針】より

①コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象として、受入れ施設等のあっせん又は福祉サービス等に係わる申請支援等を行う。

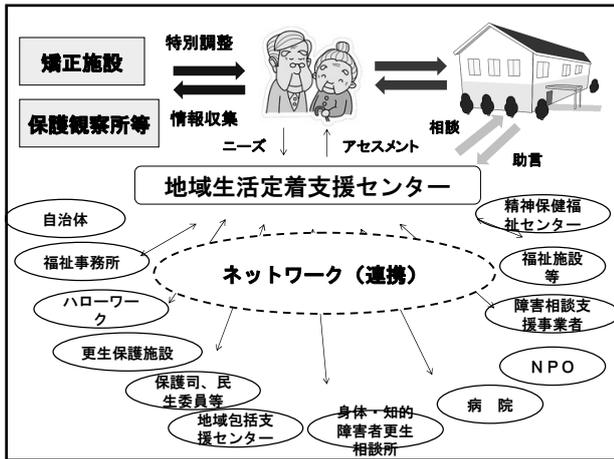
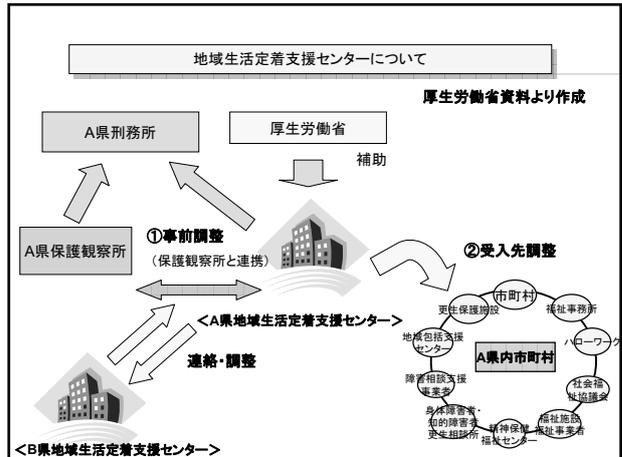
②フォローアップ業務

上記のあっせんにより、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

③相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行なう。

④その他、上記業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務



地域生活定着支援センターの特色①

■合同支援会議等の開催

受入れ施設に丸投げするのではなく、矯正施設入所中から保護、福祉、行政、医療等の関係機関が一堂に会し、対象の支援について協議を行う。

- 福祉事務所 ■行政関係 ■相談支援事業所 ■保護観察所 ■更生保護施設
- 就労支援センター ■医療機関 ■ハローワーク ■地域包括支援センター
- 障害相談支援事業所 ■精神保健福祉センター ■地域生活定着支援センター 等

※連携に応じて複数回開催

ケースによっては、受入れ事業所へ引き継いだ後にも適宜開催

地域生活定着支援センターの特色②

『フォローアップ（繋いだ後の支援）』

受入れ事業所の「不安」



対応に困った時の相談や受け入れた後の「支援体制は」？

受入れ事業所へ移行後においても、「フォローアップ（定期的な訪問・適宜関係機関との支援会議等）」を行い、協働体制（支援ネットワーク）でしっかりとサポート！！

地域連携に関する 意見交換会報告



事業目的

地域連携に関する意見交換会 企画趣旨

施設・機関の連携調整を担っている社会福祉士としてどのような視点をもって関わるべきか、もしくはどのような仕組みがあると助かるか等について意見交換を行います。



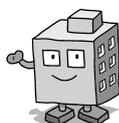
意見交換会 5ヶ所で開催

■受託法人別

社会福祉法人、社会福祉協議会、都道府県直営、NPO法人、社会福祉士会

■管区・地域別

北海道・東北、関東、中部、西日本、九州・沖縄



社会福祉士会の受託状況

社会福祉士会として、地域生活定着支援事業を受託している。

強み

会員が多くの地域に点在し、さまざまな機関・分野に属している。



組織・機関連携の実際

①合同会議の開催

支援会議	今後の支援方針や各関係機関の役割分担を検討する ケース会議等
運営会議	矯正施設、保護観察所、行政等の主関係機関との連携 や情報交換等
連絡協議会	地域の社会資源各機関との会議等

組織・機関連携の実際

②連携先は多岐にわたっている。

行政、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、保護司、民生委員、障害者相談事業所、障害者サービス事業所、リハビリテーションセンター、地域包括支援センター、高齢者サービス事業所、救護施設、社会福祉協議会、医療機関、保健所、年金事務所、タルク、弁護士会、社会福祉士会、etc

今まで福祉につながっていなかったケース
→ 手続き支援 → 福祉サービス

組織・機関連携の実際

③ 行政との連携

行政	都道府県 市区町村	1つの自治体だけでなく、 数ヶ所との調整が必要
担当部署	福祉事務所、医事厚生関係課、 高齢福祉関係課、障害福祉関係課、 地域福祉関係課etc	

組織・機関連携の実際

④ 支援時に困難を感じていること

出所時	帰住地選定、住民票の取得、アパート や施設入所時の保証人、各種サービス 申請、医療の確保、etc
出所後	支援の継続、制度で対応できない部分 の支援、失われた力を取り戻す支援、 本人の同意、etc

個人情報の取り扱い

各地域での工夫

① 会議の開催方法

- ・目的
- ・参加メンバー

② 組織内でのスキル向上

- ・事例検討会
- ・機関内勉強会
- ・講座、研修への参加



各地域での工夫

③ 周知活動

- ・市民講座を開催
- ・各機関へ講師として派遣

④ その他

- ・オンフスマン
- ・第三者評価



みえてきた課題

① 現任職員の悩み

- ・一人職場である
- ・アセスメントがしづらい
- ・異文化



↓
職員のフォローアップ研修、立場保証、
お互いに理解していくことの重要性

みえてきた課題

② 受入れ機関側の不安

- ・社会資源不足
- ・未知への取り組み



↓
フォローアップ支援事業の充実を図る
スーパービジョンの必要性

みえてきた課題

③理解して協力してほしい

- ・ 罪名での先入観
- ・ 個人情報の保護



周知や啓発が必要。その人個人を理解し、その背景を見ることで連携の糸口になる。



みえてきた課題

④もっと前にできることがあるのでは

- ・ 「早い段階で、誰かの介入があったら...」
- ・ 「逮捕時に、きちんと話げたできたのか？」



予防的な関わり
代弁機能
一貫しての支援者の存在



最後に...

- 一人の人を一つの機関だけでサポートすることは難しい。
- 地域生活は、多くの機関やさまざまな人たちのサポートがあって成り立っているもの。
- あなたにできることを、一緒にやっていきたい。



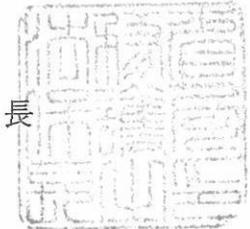
法務省保観第206号
社援発第0401019号
平成21年4月1日

都道府県知事殿
刑事施設の長殿
少年院（分院）長殿
保護観察所長殿
矯正管区長殿（参考送付）
地方更生保護委員会委員長殿（参考送付）

法務省矯正局長



法務省保護局長



厚生労働省社会・援護局長



刑事施設，少年院及び保護観察所と地方公共団体，公共の衛生福祉に関する
機関等との連携の確保について

標記について，下記のとおり定め，本年4月1日から実施することとしたので，
その適正な運用を期するよう，通知する。

また，各都道府県においても，本措置の趣旨を御理解の上，連絡協議会に積極的に
に参加するとともに，管内市町村等に周知徹底を図り，その円滑な運用に万全の対

応をしていただくよう、お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

1 目的

この通知は、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者又は更生緊急保護の対象となる者（以下「自立困難な対象者」という。）に対し、釈放（少年院在院者にあつては、出院。以下同じ。）時の保護又は保護観察、生活環境の調整若しくは更生緊急保護の各措置（以下「各措置」という。）の実施に当たって、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等から介護、医療、年金その他の各種サービス（以下「福祉サービス等」という。）を受けられることができるよう、平素から必要な情報交換を行うとともに、連携を確保することを目的とする。

2 連絡協議会の開催

保護観察所は、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）と連携し、地方公共団体の理解及び協力を得て、地域生活定着支援センター、地方公共団体の福祉関係部局等の参加を得た連絡協議会を開催する。

(1) 連絡協議会の趣旨

自立困難な対象者に対する釈放時の保護又は各措置の実施に当たり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、刑事施設等及び保護観察所においては、従来から地方公共団体の福祉関係部局、公共の衛生福祉に関する機関等と個別事案に応じた連絡調整等を行っているところであるが、福祉サービス等を必要とする自立困難な対象者の円滑な地域生活定着支援における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、今後、これらの連絡調整等を一層円滑に進めるために、各関係機関が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う定期的な協議会を開催し、刑事施設等及び保護観察所と地域生活定着支援センター、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互理解の促進及び連携体制を構築するものとする。

(2) 構成機関

連絡協議会は都道府県単位で開催するものとし、構成機関は次に掲げるもののうちアからオまでの機関とするほか、必要に応じてカからケまでに掲げる機関についても、参加を求めるものとする。

- ア 刑事施設等
- イ 保護観察所
- ウ 地域生活定着支援センター
- エ 都道府県の福祉関係部局
- オ 保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局
- カ 前記オ以外の市区町村福祉関係部局
- キ 福祉事務所，保健所，精神保健福祉センターその他地方公共団体に置かれている機関
- ク 更生保護施設その他更生保護関係団体等
- ケ その他必要と認める機関

(3) 協議事項等

次に掲げる事項について、構成機関による説明、情報提供、具体的な課題についての協議等を行う。

- ア 福祉施策の動向について
- イ 刑事施設等の収容動向について
- ウ 更生保護制度の運用動向について
- エ 各種社会資源の所在及びその動向について
- オ 各機関が抱える課題又は困難事例への対応の在り方について
- カ その他

(4) 連絡協議会の開催時期

連絡協議会は、定例の協議会として各年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(5) その他

連絡協議会において、協議等を行うに当たっては、扱う情報について特定の個人を識別できないようにするなど、個人情報保護の観点から特段の注意を払うこと。

3 日常的な連携

- (1) 刑事施設等及び保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等に関して、これらを所管する地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との間で必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにし、福祉サービス等が必要なときに迅速・円滑な対応ができるように配慮すること。
- (2) 刑事施設等及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等においては、自立困難な対象者が必要な福祉サービス等を受けられるよう相互の連携の確保に努めること。
- (3) 保護観察所においては、更生保護施設において保護されている自立困難な対象者について、福祉サービス等が円滑になされるために、更生保護施設と同施設所在地の地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との相互連携が確保できるよう努めること。
- (4) 保護観察所においては、自立困難な対象者に対する福祉サービス等が開始された後において、必要があると認められるときは、刑事施設等、地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等と連携して、当該福祉サービス等が円滑になされるために必要な連絡調整を行うよう努めること。
- (5) 都道府県の福祉関係部局においては、本連絡協議会の趣旨を御理解の上、積極的に連絡協議会に参加するとともに、必要に応じ、管内の市町村の福祉事務所等の関係機関との連絡調整を図ること。



社援総発第 0527001 号

平成 21 年 5 月 27 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について

先般、セーフティネット支援対策等事業実施要綱（第 4 次改正 平成 21 年 5 月 1 日社援発第 0511001 号）において、「地域生活定着支援事業実施要領」を定め通知したところですが、今般、これに関連し、別添のとおり「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」を定めたので通知します。

なお、本事業に係る国庫補助協議につきましても、「平成 21 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について」（平成 21 年 5 月 15 日付社援保第 0515001 号）において行うこととしているので、御配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言です。

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局総務課

担当補佐 宇井

指導係長 青木

TEL 03-5253-1111（内 2816）

03-3595-2612（課直通）

FAX 03-3503-3099

E-mail aoki-kazuo@mhlw.go.jp

地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針

第1 総則

1 趣旨

本指針は、地域生活定着支援事業により各都道府県に設置される地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の事業及び運営についての基本的事項を定め、もって、その円滑な実施に資することを目的とする。

2 用語の定義

本指針において使用する用語は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- (1) 矯正施設 刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。
- (2) 入所者等 懲役若しくは禁錮の刑の執行のため、刑務所、少年刑務所若しくは拘置所に入所している者又は保護処分のため少年院に入院している者をいう。
- (3) 帰住予定地 入所者等が矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地をいう。
- (4) 生活環境調整 更生保護法第82条の規定により保護観察所の長が行う入所者等の矯正施設退所後の住居、就業先その他生活環境の調整をいう。
- (5) 特別調整 生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続に基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うものをいう。
- (6) 一般調整 生活環境調整のうち、特別調整以外のものをいう。
- (7) 所在地保護観察所 特別調整対象者が入所している矯正施設の所在地を管轄する保護観察所をいう。
- (8) 所在地センター 上記矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (9) 帰住予定地保護観察所 所在地保護観察所の特別調整により帰住予定地が確保された後、同帰住予定地の管轄庁として、同保護観察所に引き続き、当該入所者等の特別調整を行う保護観察所をいう。
- (10) 帰住予定地センター 帰住予定地（特別調整対象者については、当該対象者が希望している候補地も含む。）が所在する都道府県に置かれたセンターをいう。
- (11) 福祉サービス等 公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。

第2 センターの体制

1 職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）は、原則として、4名とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置するものとする。

2 センターの長

センターを運営する者は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

3 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

4 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。やむを得ず他の名称を用いる場合には、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

第3 センターの事業

1 事業の目的

センターの事業は、地域生活定着支援事業の趣旨にかんがみ、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

- (1) 保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと（以下「コーディネート業務」という。）
- (2) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと（以下「フォローアップ業務」という。）
- (3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと（以下「相談支援業務」という。）
- (4) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

3 事業の一般原則

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよ

う配慮するものとする。

- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

第4 業務の実施細目

1 入所者等に係る支援

(1) 特別調整対象者に係る支援

ア コーディネート業務

(7) 所在地センターの長は、所在地保護観察所の長から、特別調整対象者に係る特別調整協力等依頼書（別紙参考様式）を受理したときは、速やかに担当の職員（以下「担当職員」という。）を指名の上、本人の意思、心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、本人に必要な福祉サービス等の内容を確認し、又は福祉サービス等を受けるに当たっての問題点等を把握するため、担当職員をして、本人と面接又は通信を行わせるものとする。

なお、本人に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、特別調整協力等依頼書の記載内容に関して特に確認すべき点がある場合には、所在地保護観察所の長に対して、必要な情報の補足等を求めるものとする。

(イ) 所在地センターの長は、上記(7)により特別調整対象者に対する支援に必要な情報を収集したときは、活用することが可能な社会資源の状況等を踏まえ、本人が矯正施設から退所した後、円滑に福祉サービス等を利用できるようにするための調整に関する計画（以下「福祉サービス等調整計画」という。）を作成し、それを福祉サービス等調整計画通知書（別紙1）により所在地保護観察所の長に提出するものとする。

(ロ) 所在地センターの長は、特別調整対象者に係る福祉サービス等調整計画を作成し、それを所在地保護観察所の長に提出したときは、同保護観察所と協働して、本人に必要と認められる福祉サービス等に係る申請の事前準備等を支援するとともに、併せて、地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームその他社会福祉施設等の本人の受入れ先施設等を確保するため、必要な調整を行うものとする。本人が希望する住居地が他の都道府県にある場合には、支援業務協力依頼書（別紙2）により、帰住予定地センターの長に対して、受入れ先施設等の確保その他必要な支援についての対応を依頼するものとする。

(ハ) 帰住予定地センターの長は、上記(ロ)により所在地センターの長から支援業務協力依頼書を受理したときは、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その

結果を支援業務協力結果通知書（別紙3）により同センターの長に通知するものとする。

(オ) 所在地センターの長は、上記(ウ)の調整の経過、所在地保護観察所との協議等を踏まえ、必要があると認めるときは、福祉サービス等調整計画の見直しを行い、その都度、見直した計画を福祉サービス等調整計画通知書により同保護観察所の長に提出するものとする。

イ 受入れ先施設等確保後の手続

(ア) 所在地センターの長は、上記アにより、特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、特別調整協力結果通知書（別紙4）により、所在地保護観察所の長に対して、同受入れ先施設等の名称、住所及び利用が可能となる時期を通知するものとする。

(イ) 上記アの(ウ)により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域内に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターは、帰住予定地センターとして、本人に係る支援等を継続するものとする。

(ウ) 上記アの(ウ)及び(エ)により、所在地センターが置かれた都道府県の圏域外に特別調整対象者の受入れ先施設等が確保されたときは、所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、互いに協議して、それぞれの業務の分担を定めるものとする。

(エ) 所在地センターの長及び帰住予定地センターの長は、上記(ウ)により、互いの分担を定めたときは、それぞれ、担当の職員を指名して、当該特別調整対象者に必要な支援等の業務を行うものとする。

(オ) 帰住予定地センターの長は、帰住予定地保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、適宜、当該依頼に係る業務を行うものとする。

ウ フォローアップ業務

(ア) 上記アにより受入れ先施設等が確保された特別調整対象者が矯正施設から退所した後、同受入れ先施設等の利用を開始したときは、帰住予定地センターとして当該特別調整に係る支援を担当したセンターの長は、必要な期間、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇、本人の福祉サービス等の利用に関する助言等を行うものとする。

(イ) センターの長は、上記の業務を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

(2) 一般調整対象者に係る支援

ア 帰住予定地センターの長は、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する一般調整対象者について、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、上記(1)のアの(ア)から(ウ)まで及び同(オ)に準じて、当該依頼に係る業務を行うものとする。

イ 帰住予定地センターの長は、一般調整対象者が入所している矯正施設が遠隔地にあり、同センターの職員のみで上記アの業務を遂行することが困難と認められるときは、面接の実施、福祉サービス等調整計画の原案の作成等について、当該矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターの長に対し、支援業務協力依頼書により、依頼することができる。

ウ 上記イにより、一般調整対象者について、帰住予定地センターの長から依頼を受けたセンターの長は、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支

援業務協力結果通知書により同センターの長に通知するものとする。

2 相談支援業務

- (1) センターの長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設を退所した者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が保護観察中である場合には、当該保護観察を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

3 関係機関等との連携

センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、個々の利用者の事例に対応した関係機関等からなる会議を開催し、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するなど、平素から、福祉関係機関、保護観察所及び矯正施設等の関係機関等と連携を密に保つものとする。

第5 管理及び運営

- 1 センターを運営する者は、次の各項に掲げる事業の運営についての運営規程を定めておくものとする。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所日及び執務時間
 - (4) 事業に係る個人情報の取扱い
 - (5) その他運営に関する重要事項
- 2 センターを運営する者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。
- 3 センターを運営する者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。
- 4 センターを運営する者は、事業を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備するものとする。
- 5 センターを運営する者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 6 センターを運営する者は、利用者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- 7 センターを運営する者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- 8 センターを運営する者は、利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

福祉サービス等調整計画通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった福祉サービス等調整計画を下記のとおり作成しましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
入所している矯正施設

2 福祉サービス等調整計画の内容

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支援業務協力依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、依頼します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の内容

(注意) 本書には、保護観察所の長からの特別調整協力等依頼書、福祉サービス等調整計画が記載された書面その他必要な資料を添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

支援業務協力結果通知書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記のとおり結果を通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

特別調整協力結果通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

地域生活定着支援センター長

年 月 日付けで依頼のあった次の者の支援に関し、下記の受入れ先施設等が確保されましたので、通知します。

1 対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)

本 籍

入所している矯正施設

2 援助・協力の結果

(1) 受入れ先施設等の名称

(2) 受入れ先施設等の住所

(3) 利用が可能となる時期

(注意) 必要な資料があれば、それを添付すること。なお、「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。

特別調整協力等依頼書

年 月 日

地域生活定着支援センター長 殿

保護観察所長

次の者に関し、下記の事項について協力等を願いたく、更生保護法第30条の規定により依頼します。

1 特別調整対象者の氏名等

氏 名 (年 月 日生)
本 籍
収容されている矯正施設

2 援助・協力の内容

- (1) 上記1に掲げる特別調整対象者について、矯正施設から釈放された後に健全な生活態度を保持する上で、必要な福祉サービス等（公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの介護、医療、年金その他の各種サービスをいう。）を受けられるよう協力願います。
- (2) (1)の調整に関する計画を作成の上、 年 月 日までに提出願います。

3 参考事項

- (1) 犯罪・非行の概要
- (2) 心身の状況
- (3) 生育歴
- (4) 家族の状況

4 その他

(注意) 事例に応じ不要の文字を削ること。また、特別調整対象者以外の生活環境調整対象者に係る依頼の場合は、「特別調整」を「生活環境調整」とすること。「1 氏名等」の「本籍」欄は、事例に応じ削除して差し支えない。なお、依頼に当たり参考となる事項については、必要な資料を添付して差し支えない。

地域生活定着支援事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を都道府県に設置することにより、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設所在地を配慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、各都道府県の保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握、帰住予定地のセンターとの連絡等の事前調整を行う、矯正施設所在地において果たす役割と、②退所予定者の福祉サービス等利用の受入調整を行う帰住予定地において果たす役割の2つの役割を併せ持つものとし、次の事業を行う。

ア 保護観察所からの依頼を受けて、保護観察所と共に矯正施設内で対象者と面接し、退所後に必要となる福祉サービス等の聞き取りを行う。

イ 帰住予定地が対象者の矯正施設と同一の都道府県内である場合は、必要となる福祉サービス等（※）の申請の事前準備を支援するとともに、

地域における福祉のネットワークと連携し、グループホーム、ケアホームや社会福祉施設など退所後の受入先を探す。

なお、他の都道府県のセンターから当該都道府県内に帰住予定の対象者がいる旨の連絡が入った場合も同様とする。

ウ 帰住予定地が他の都道府県である場合は、当該他の都道府県のセンターに連絡し、対応を依頼する。

エ 保護観察所からの依頼に基づき、対象者が退所した後に円滑に福祉サービス等を受けられるようにするための調整に関する計画（福祉サービス等調整計画）を作成し、保護観察所に提出する。

オ センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。

カ 情報発信

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(※) 主な福祉サービス等

〔高齢者〕

老齢年金等、生活福祉資金、介護保険制度、医療保険制度等

〔障害者〕

障害年金等、生活福祉資金、障害者手帳、障害保健福祉制度、医療保険制度 等

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は4名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

(1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者。

(2) 入所中にセンターが相談に応じた矯正施設退所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係

機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領

1995年1月20日に本会の倫理綱領として採択した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改訂し、2005年6月3日に開催した第10回通常総会にて採択したものである。

社会福祉士の倫理綱領

前文

われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。

われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊及び人間疎外をもたらすことに着目する時、この専門職がこれからの福祉社会にとって不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」(2000年7月)を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とする。

ソーシャルワークの定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(IFSW;2000.7.)

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。

価値と原則

- I (人間の尊厳) 社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
- II (社会正義) 社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
- III (貢献) 社会福祉士は、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
- IV (誠実) 社会福祉士は、本倫理綱領に対して常に誠実である。
- V (専門的力量) 社会福祉士は、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

倫理基準

I. 利用者に対する倫理責任

- 1. (利用者との関係) 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益

のために利用しない。

2. **(利用者の利益の最優先)** 社会福祉士は、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。
3. **(受容)** 社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。
4. **(説明責任)** 社会福祉士は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
5. **(利用者の自己決定の尊重)** 社会福祉士は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるように援助する。
6. **(利用者の意思決定能力への対応)** 社会福祉士は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
7. **(プライバシーの尊重)** 社会福祉士は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。
8. **(秘密の保持)** 社会福祉士は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。
9. **(記録の開示)** 社会福祉士は、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。
10. **(情報の共有)** 社会福祉士は、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。
11. **(性的差別、虐待の禁止)** 社会福祉士は、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。
12. **(権利侵害の防止)** 社会福祉士は、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

II. 実践現場における倫理責任

1. **(最良の実践を行う責務)** 社会福祉士は、実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。
2. **(他の専門職等との連携・協働)** 社会福祉士は、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。
3. **(実践現場と綱領の遵守)** 社会福祉士は、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。
4. **(業務改善の推進)** 社会福祉士は、常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。

III. 社会に対する倫理責任

1. **(ソーシャル・インクルージョン)** 社会福祉士は、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包摂的な社会を目指すよう努める。
2. **(社会への働きかけ)** 社会福祉士は、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。
3. **(国際社会への働きかけ)** 社会福祉士は、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。

IV. 専門職としての倫理責任

1. **(専門職の啓発)** 社会福祉士は、利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。
2. **(信用失墜行為の禁止)** 社会福祉士は、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。
3. **(社会的信用の保持)** 社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
4. **(専門職の擁護)** 社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
5. **(専門性の向上)** 社会福祉士は、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。

6. **(教育・訓練・管理における責務)** 社会福祉士は教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。
7. **(調査・研究)** 社会福祉士は、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。

社会福祉士の行動規範

この「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものである。

I. 利用者に対する倫理責任

1. 利用者との関係

- 1-1. 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。
- 1-2. 社会福祉士は、利用者との私的な関係になってはならない。
- 1-3. 社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。
- 1-4. 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。
- 1-5. 社会福祉士は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用者に明らかにしなければならない。
- 1-6. 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。

2. 利用者の利益の最優先

- 2-1. 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。
- 2-2. 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。
- 2-3. 社会福祉士は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。

3. 受容

- 3-1. 社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。
- 3-2. 社会福祉士は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。
- 3-3. 社会福祉士は、利用者の意思表示をはげまし支えなければならない。

4. 説明責任

- 4-1. 社会福祉士は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。
- 4-2. 社会福祉士は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。
- 4-3. 社会福祉士は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

5. 利用者の自己決定の尊重

- 5-1. 社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。
- 5-2. 社会福祉士は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。
- 5-3. 社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。

6. 利用者の意思決定能力への対応

- 6-1. 社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。
- 6-2. 社会福祉士は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。

6-3. 社会福祉士は、常に自らの業務がパターンリズムに陥らないように、自己の点検に務めなければならない。

6-4. 社会福祉士は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

7. プライバシーの尊重

7-1. 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。

7-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。

7-3. 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。

8. 秘密の保持

8-1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。

8-2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。

8-3. 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。

8-4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。

9. 記録の開示

9-1. 社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得なければならない。

9-2. 社会福祉士は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用しなければならない。

9-3. 社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。

10. 情報の共有

10-1. 社会福祉士は、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。

10-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。

10-3. 社会福祉士は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。

11. 性的差別、虐待の禁止

11-1. 社会福祉士は、利用者に対して性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。

11-2. 社会福祉士は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。

11-3. 社会福祉士は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。

11-4. 社会福祉士は、性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得よう学ばなければならない。

12. 権利侵害の防止

12-1. 社会福祉士は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。

12-2. 社会福祉士は、利用者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。

12-3. 社会福祉士は、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行わなければならない。

II. 実践現場における倫理責任

1. 最良の実践を行う責務

1-1. 社会福祉士は、専門職としての使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するように努めなければならない。

1-2. 社会福祉士は、専門職としての自律性と責任性が完遂できるよう、自らの専門的力量的向上をはからなければならない。

1-3. 社会福祉士は、福祉を取り巻く分野の法律や制度等関連知識の集積に努め、その力量を発揮しなければならない。

2. 他の専門職等との連携・協働

2-1. 社会福祉士は、所属する機関内部での意思疎通が円滑になされるように積極的に働きかけなければならない。

- 2-2. 社会福祉士は、他の専門職と連携し、所属する機関の機構やサービス提供の変更や開発について提案しなければならない。
- 2-3. 社会福祉士は、他機関の専門職と連携し協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。

3. 実践現場と綱領の遵守

- 3-1. 社会福祉士は、社会福祉士の倫理綱領を実践現場が熟知するように働きかけなければならない。
- 3-2. 社会福祉士は、実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めなければならない。
- 3-3. 社会福祉士は、実践現場の方針・規則・手続き等、倫理綱領に反する実践を許してはならない。

4. 業務改善の推進

- 4-1. 社会福祉士は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。
- 4-2. 社会福祉士は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように働きかけなければならない。

Ⅲ. 社会に対する倫理責任

1. ソーシャル・インクルージョン

- 1-1. 社会福祉士は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。
- 1-2. 社会福祉士は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。
- 1-3. 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。

2. 社会への働きかけ

- 2-1. 社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。
- 2-2. 社会福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。
- 2-3. 社会福祉士は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支えなければならない。
- 2-4. 社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスを提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができればならない。

3. 国際社会への働きかけ

- 3-1. 社会福祉士は、国際社会において、文化的社会的差異を尊重しなければならない。
- 3-2. 社会福祉士は、民族、人種、国籍、宗教、性別、障害等による差別と支配をなくすための国際的な活動をささげなければならない。
- 3-3. 社会福祉士は、国際社会情勢に関心を持ち、精通するよう努めなければならない。

Ⅳ. 専門職としての倫理責任

1. 専門職の啓発

- 1-1. 社会福祉士は、対外的に社会福祉士であることを名乗り、専門職としての自覚を高めなければならない。
- 1-2. 社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力量を利用者・市民・他の専門職に知らせるように努めなければならない。
- 1-3. 社会福祉士は、個人としてだけでなく専門職集団としても、責任ある行動をとり、その専門職の啓発を高めなければならない。

2. 信用失墜行為の禁止

- 2-1. 社会福祉士は、社会福祉士としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。
- 2-2. 社会福祉士は、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。

3. 社会的信用の保持

- 3-1. 社会福祉士は、専門職業の社会的信用をそこなうような行為があった場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるように努めなければならない。

- 3-2. 社会福祉士は、他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動を取るよう働きかけなければならない。
- 3-3. 社会福祉士は、信用失墜行為がないように互いに協力し、チェック機能を果たせるよう連携を進めなければならない。

4. 専門職の擁護

- 4-1. 社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、その不当性を明らかにし、社会にアピールするなど、仲間を支えなければならない。
- 4-2. 社会福祉士は、不当な扱いや批判を受けている他の社会福祉士を発見したときは、一致してその立場を擁護しなければならない。
- 4-3. 社会福祉士は、社会福祉士として不当な批判や扱いを受けぬよう日頃から自律性と倫理性を高めるために密に連携しなければならない。

5. 専門性の向上

- 5-1. 社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
- 5-2. 社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。
- 5-3. 社会福祉士は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めなければならない。

6. 教育・訓練・管理における責務

- 6-1. スーパービジョンを担う社会福祉士は、その機能を積極的に活用し、公正で誠実な態度で後進の育成に努め社会的要請に応えなければならない。
- 6-2. コンサルテーションを担う社会福祉士は、研修会や事例検討会等を企画し、効果的に実施するよう努めなければならない。
- 6-3. 職場のマネジメントを担う社会福祉士は、サービスの質・利用者の満足・職員の働きがいの向上に努めなければならない。
- 6-4. 業務アセスメントや評価を担う社会福祉士は、明確な基準に基づき評価の判断をいつでも説明できるようにしなければならない。
- 6-5. 社会福祉教育を担う社会福祉士は、次世代を担う人材養成のために、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。

7. 調査・研究

- 7-1. 社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 7-2. 社会福祉士は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。

委員会の開催状況

○リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

- 【第1回】 日時：2010年 5月30日（日） 10：30～12：30
会場：日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）
- 【第2回】 日時：2010年 7月18日（日） 10：30～12：30
会場：全理連ビル 4階 会議室（東京都渋谷区）
- 【第3回】 日時：2010年 8月22日（日） 13：30～16：30
会場：全理連ビル 4階 会議室（東京都渋谷区）
- 【第4回】 日時：2010年11月28日（日） 13：30～16：30
会場：日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）
- 【第5回】 日時：2011年 1月16日（日） 16：00～19：00
会場：日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）
- 【第6回】 日時：2011年 3月 6日（日） 13：30～16：30
会場：日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）

○リーガル・ソーシャルワーク研究委員会 作業委員会

- 【第1回】 日時：2010年12月25日（土） 9：30～15：30
会場：たむらソーシャルネット 事務所（大阪府大阪市）
- 【第2回】 日時：2011年 1月22日（土） 9：00～12：00
会場：日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）

2010年度 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会名簿

[委員構成]

委員長	田村 満子	(たむらソーシャルネット)
委員	大石 剛一郎	(木下・大石法律事務所)
	倉島 ひろみ	(更生保護法人 紫翠苑)
	古賀 理	(佐賀県地域生活定着支援センター)
	清水 義恵	(全国就労支援事業者機構)
	二関 郁子	(山形県地域生活定着支援センター)
	林田 雅輝	(自立就労支援センターいしびき)
	増田 せつ子	(静岡刑務所)
	松永 直起	(菰野町地域包括支援センター)
	松本 一美	(和歌山県地域生活定着支援センターま〜る)
オブザーバー	宇井 総一郎	(厚生労働省 社会・援護局 総務課)
	諏訪 徹	(厚生労働省 社会・援護局 総務課)
	前澤 幸喜	(法務省 矯正局 成人矯正課)
	白井 健二	(法務省 矯正局 少年矯正課)
	岡本 泰弘	(法務省 保護局 更生保護振興課)
事務局	縄田 宣之	(社団法人 日本社会福祉士会)
	荒木 千晴	(社団法人 日本社会福祉士会)

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

『地域生活定着支援センターの機能充実に向けた調査研究事業報告書』

作成：2011年3月

社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
電話：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543

独立行政法人 福祉医療機構 社会福祉振興助成事業



社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階

Tel : 03-3355-6541 Fax : 03-3355-6543

<http://www.jacsw.or.jp/> E-mail : info@jacsw.or.jp